


METAL WORLD



国際金属労連（IMF）季刊誌

オーストラリア 名ばかりの「改正」労働法

特集 12ページ



No.3
2006

後退しているオーストラリア

オーストラリアの労働者は、長年にわたって労働者寄りの進歩的な政治が続いたあと、とても考えられなかった事態に直面している。

オーストラリア政府とジョン・ハワード首相は、労働法を改正しようとしているが、それは単なるマイナーチェンジではない。ハワード政権は、労使関係に関する法体系、オーストラリア人が大いに誇りとし、他の多くの国々が基準とみなしてきた制度を解体することによって、まさに国家の基盤に変更を加えようとしている。

労働法の基本原則は、労働市場の弱者に保護と基本的権利とを保障し、給与・労働条件の交渉にあたって公正な立場に立てるようにすることだ。

弱い立場に置かれているのが労働者であることは明白である。

ハワード首相とオーストラリア政府は、このことを忘れており、すでに労働市場の大部分を牛耳っている側、すなわち使用者に、全権を与えたがっているように思える。

『メタル・ワールド』本号では、使用者が新しい法律を利用して、何の客観的理由もなしに、繰り返すが、何の理由もなしに労働者を解雇している実態を紹介する。

数週間前にシドニーで開かれたオーストラリア製造労組（AMWU）全国大会における代議員たちの報告は、例外なく、とても信じられない内容であり、まさか文明社会で耳にしようとは思ってもしなかった話だった。

会議の前日、私はシドニーのビクトリア・ストリートに立ち並ぶ小さなカフェの1つにいた。この通りでは、おいしいエスプレッソやカプチーノを飲みながら、他の客たちとの会話を楽しむことができる。30年以上前にシドニーに移住したいとこと一緒に座っていると、1人の若い女性が新しい労働法の話をしていた。

その女性は私に「事務員として働いていたが、労働組合にはまるで興味がなかった」と言った。ところが数日前、建設労働者とし

て働いている父親が、落ち込んだ様子で困った顔をして家へ帰ってきた。上司から、労働組合が労働者全員を代表して交渉・締結した労働協約を継続するのではなく、個別契約に署名するよう提案されたという。

明らかに、その個別契約案には、休暇手当その他の給付など、重要性の高い条項のいくつかが盛り込まれていなかった。

この女性は初めて、団結がいかに重要であるかを悟った。

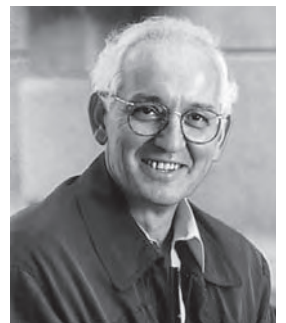
彼女の反応はめずらしいものでない。オーストラリアの最新報告によると、労働組合は新法反対で結集して以来、7万人の組合員を新たに勧誘した。

しかし、ダグ・キャメロンAMWU全国書記が報告しているように、40万人以上の金属労働者が労働組合に加入していない。これらの労働者にも、団結の重要性を理解させなければならない。これは長期にわたる困難な仕事だが、労働者の諸権利と一定水準の労働条件をうまく保護したければ、必ず実施しなければならない仕事である。

オーストラリアの経験から学ぶべき教訓は、常に警戒を怠らず、権利を守るために人々を動員する準備を整えておかなければならない、ということだ。そして目標を達成したら、その成果を守らなければならない。

オーストラリアの労働者は闘う決意を固めている。オーストラリアの組合に寄せられている国際支援を見れば分かるように、世界中の労働者が関心を持っており、集結して労働者の権利回復を援助することができる。

すべての労働者に、この特に困難な時期にオーストラリアの労働者を支援するようお願いする。



マルチェロ・マレンタッキ
IMF書記長
mmalentacchi@imfmetal.org

「メタル・ワールド」発行人：国際金属労連（IMF）

IMF 住所：
Case Postale 1516
CH-1227 GENEVA
Switzerland
Tel:++41 22 308 50 50
Fax:++41 22 308 50 55

IMF ホームページ：
www.imfmetal.org

会 長：
ユルゲン・ペータース

書記長：
マルチェロ・マレンタッキ
mmalentacchi@imfmetal.org

編集長：
アニタ・ガードナー
agardner@imfmetal.org



ニュース編集長：
クリスティン・ピーター
kpeter@imfmetal.org

グラフィックデザイン：
www.creativelylnx-eh

表紙写真：
Christophe Press

メタル・ワールドは英語、ロシア語、日本語で発行されます。

※記事の意見は必ずしも IMF の見解とは限りません

日本語版翻訳・発行者：
全日本金属産業労働組合協議会
（IMF-JC）

発行日：
2006年11月27日

目次

2006年・No.3



IMF ニュース

9月12日の行動日

IMFは9月12日に行動日を計画しており、すべての加盟組織に対し、フィリピンToyota自動車における事態紛糾の公正な解決に尽力するよう日本政府に強く要請することを求めている。

7



特集

名ばかりの「改正」労働法

オーストラリアでは、新しい労働法の導入で労働における権利が大幅に削減され、労働者と労働組合は職場だけでなく全国レベルでキャンペーンを実施して抵抗している。

12



スペシャル・レポート

IFAに関する経過報告

このスペシャル・レポートでは、9月の国際枠組み協約 (IFA) 世界会議に備えて、ここ5年間に多国籍企業との間で締結された15本のIFAに関するIMFの経験を検証する。

18



プロフィール

ナポレオン・ゴメス

メキシコの鉱山労組書記長でIMF執行委員も務めるナポレオン・ゴメス・ウルティア氏が、メキシコで組合の自主性に加えられている、かつてない激しい攻撃との闘いについて語る。

24

IFAの今後

『メタル・ワールド』本号では、国際枠組み協約 (IFA) に関するスペシャル・レポート (18 ~ 22 ページ) をお届けし、9月に開かれる IMF の IFA 世界会議に備えて作成された文書を要約する。

IFA があれば、加盟組織は多国籍企業の本国で活動する組合の力を利用し、他の組合が同社とそのサプライチェーン全体で労働者を組織化するとともに、中核的労働権を保護するのを援助できる。

この会議は加盟組織にとって、これまでに IFA により達成された成果を見直し、この作業の今後の方向性を考える機会となるだろう。

国際連帯が必要とされるのは多国籍企業だけではない。12 ~ 17 ページの特集では、今年初めの新労働法導入以降のオーストラリアにおける状況を説明する。多くの労働者が、労働条件の引き下げを受け入れるか、それとも職を失

うかという過酷な選択を迫られ、新法の撤回を求める全国規模の労働組合キャンペーンを支援している。

『メタル・ワールド』は本号でもまた、フィリピン (5 ページを参照) とメキシコ (7 ページを参照) で続いている労働者の権利侵害について報告する。IMF は支援を表明するため、加盟組織に対し、9月12日にフィリピントヨタ労働者を支援して、また12月11日にはメキシコの鉱山労組を支援して行動を起こすよう要求する。

これらの事項すべての詳細は、IMF ホームページに掲載されている。



アニタ・ガードナー
編集長
agardner@imfmetal.org

ILO 総会

アスベスト使用禁止へ向けて前進

全世界: 国際労働機関 (ILO) はアスベスト全面禁止を推し進める。この措置は、6月の第95回ILO総会でILO安全衛生委員会がアスベストに関する決議を採択したことを受けたもの。

この決議はILOに対し、あらゆる種類のアスベストとアスベスト含有材料の将来的な使用の禁止を促進するよう要求している。

この画期的な決議は、使用者代表と2大アスベスト輸出国であるカナダおよびジンバブエの政府代表の反対を押し切って採択された。

この決議は、アスベスト使用を擁護する圧力団体に対しても、「ILOは『アスベストは安全に使用することができる』という見解を支持している」と主張することを明白に禁止している。この主張は、アスベスト業界が発展途上国で頻繁に利用している戦術である。

「今回の決定は、毎年10万人の労働者を死亡させている世界最悪の物質の1つを禁止するための闘いにおいて、勝利への重要な一歩だ」とマルチェロ・マレンタッキ IMF 書記長は述べた。「私たちはILOの決定を称賛し、アスベストの製造とその致命的な影響が過去のものとなる日を楽しみにしている」

この決議はILO加盟国にアスベストの製造中止を義務づけてはいないが、道徳的な重みがある。この決議は、加盟国に各国でアスベスト使用を禁止するための国家政策や国内プログラムの立案を奨励する、正式なILO政策の一部となった。

決議文はIMFホームページで掲載されている。



ILOが雇用関係勧告を採択

ジュネーブ: 国際労働機関 (ILO) が採択した新しい基準は、各国政府が雇用関係の存在を確立する政策を採用し、労働者の諸権利を保護すると同時に契約責任も認めるよう提案している。このILO勧告は、6月の第95回総会で賛成329票、反対94票、棄権40票で承認された。

ほとんどの法律制度が労働者の諸権利と社会保障へのアクセスを雇用関係の存在に関連づけているため、雇用関係が存在するかどうかという問題は重要である。

このILO総会で労働者グループは、最低賃金や最長就業時間、団体交渉の必要性と同じ文脈で、雇用関係決定の基礎となる法的根拠を確立することの必要性を強調した。

新しいILO基準は、各国政府が、雇用関係の存在を実効的に確立する国家政策を策定・採択し、被用者と自営業者とを区別するとともに、偽装された雇用関係に対する対策を講じることを提案している。国の政策で定められた基準は、あらゆる形態の契約上の取り決めに適用されるべきである。

加盟組織

9月12日の行動日

全世界：IMF加盟組織は9月12日に日本大使館・領事館でデモを行い、フィリピントヨタ労働者の正当な扱いを要求する。IMFは、この行動日を計画しており、すべての加盟組織に対し、フィリピントヨタ自動車における事態紛糾の公正な解決に尽力するよう日本政府に強く要請することを求めている。

2006年5月のIMF執行委員会は、フィリピントヨタで不当に解雇された労働者の復職を求めるキャンペーンの開始を支持した。同社は、不当解雇された労働者136人を復職させることや、フィリピントヨタ労組（TMPCWA）を唯一の交渉代表権者として認めることを繰り返し拒否している。

先月、トヨタ労働者を代表するIMF加盟組織が南アフリカ共和国、ブラジル、イギリス、オーストラリア、タイのトヨタ工場で連帯行動を実施した。他の加盟組織も、TMPCWAのために資金を集め、トヨタ経営陣に抗議書簡を送った。

より大きな規模では、156カ国・1億5,500万人の労働者を代表する国際自由労連（ICFTU）が、フィリピンでの労働

権侵害に関する批判的なレポートを発表した。このレポートは、ICFTUが2006年に実施した労働組合権の侵害に関する年次調査の結果を報告し、NUMSAとIMFの代表が南アフリカ共和国で外国企業が組合をつぶして労働者の諸権利を踏みとじるためにフィリピンの労働法を悪用している実例として、フィリピントヨタ自動車の争議を明確に挙げている。

フィリピントヨタの状況に関する詳しい情報やその他の資料については、IMFホームページを参照のこと。



NUMSAとIMFの代表が南アフリカ共和国で現地のトヨタ経営陣と会談 写真：NUMSA

フィリピントヨタ労働者、拘留される

フィリピン：労働雇用省（DOLE）前でのデモ実施後、21人のフィリピントヨタ労組（TMPCWA）組合員が逮捕されたが、最終的に告発されずに釈放された。

DOLE警備員がTMPCWAデモ参加者を攻撃したため、平和的行動として開始されたデモが流血の惨事と化した。8月16日の朝、21人のグループがTMPCWA事件の最新情勢を報告するためにDOLEへ出向いた。武装したDOLE警備員がグループの立ち入りを阻止しようとした

が、何人かのTMPCWA組合員が建物の中に入り込んだ。

「庁舎警備員が私たちが制止しようとした際、5発の銃声が響きわたった。何人かの組合員が警備員に棍棒で殴られ、重傷を負った」と、あるTMPCWA組合員は語った。

労働者たちは1晩拘留されたあと、告発されずに釈放された。

KMWFが産業別労働組合に移行

韓国：韓国金属産業労組連盟（KMWF）に加盟する企業別金属労組は、全国産業別労働組合の結成によって政府・経営側に対する交渉力を強化することに賛成した。

2006年6月26～30日に企業別組合20団体が、産業別労働組合への転換に関する同時投票を実施した。投票の結果、3大自動車メーカーである現代自動車、起亜自動車、大宇自動車の組合をはじめ、8万6,985人の労働者を代表する企業別組合13団体が、既存の企業別組合を解散して韓国金属労組（KMWF）に加盟することを票決した。この案は、1万3,465人の労働者を組織化する7つの企業別組合では否決

された。

産別転換案の可決により、韓国の組合全体が新たに自信を深め、「この画期的な出来事は労働者にとって、より幅広い変革と新しい可能性の始まりを意味する」と考えている。



写真：KMWF

カナダでゲルダウが合意

カナダ:セント・アンドリューズにあるゲルダウ・アメリカスチールのマニトバ・メタルズで働く全米鉄鋼労組 (USW) の組合員は、ちょうど2週間の交渉を経て、同社セルカーク工場に鉄スクラップを供給する、この施設の労働者87人に適用される新しい5カ年労働協約を承認した。

このセント・アンドリューズ協約に基づき、労働者は次のような成果を獲得する。

- 650米ドルの契約ボーナス
- 1時間当たり合計1.90~3.15米ドルの年間賃上げ
- 30%の年金増額
- 新規採用創出の可能性のある維持管理ポストの新設
- 苦情処理を改善する新しい仲裁プロセス

カナダの経営陣とは比較的迅速に合意したが、それとまったく対照的に、ゲルダウがアメリカで取っている行動は望ましいものではない。アメリカでは、同社との7つの労働協約がすでに失効し、先ごろ下されたUSW組合員を支持する裁定により、ゲルダウの労働協約違反が確認された。

ゲルダウに関連する上記のような問題について、11月にブラジルで開かれるIMFゲルダウ会合において議論する予定。

USW とアルコアが合意

アメリカ:6月にアルコア基本協約の対象となる15事業所のすべてで行われた投票の結果、組合員の過半数が、全米鉄鋼労組 (USW) とアルコアとの新しい4カ年協約を承認した。

この協約は、この世界最大のアルミ会社で働く9,000人の労働者に適用される。新しい労働協約には年間平均2.6%の賃上げが盛り込まれ、各労働者が1,500米ドルの協約承認ボーナスを受け取る。

新協約には、そのほかに次のような重要な条項が含まれている。

- 退職者健康保険の継続
- すべての労働者を対象とする単一家族医療保険制度
- 年金増額
- 仕事の外注とレイオフに対する保護の強化

この協約は失効のわずか2時間前に取り決められ、ストライキやロックアウトの可能性は回避された。

加えて、組織化されたばかりのアルコア・ペンシルベニア工場でも、800人の労働者が4カ年協約を承認した。この協約には、賃上げ、健康保険の改善、休暇、休日、750米ドルの一時金が盛り込まれていた。この協約の有効期間も4年間である。

銅山労働者がストライキ

チリ:BHPピリトンが株式の過半数を所有するエスコンディエダ鉱山で働く労働者は8月8日、賃上げ要求を掲げて無期限ストに入った。スト実施の理由は、銅価格の上昇で会社の実収入が4倍になったことだ。

労働者は約13%の賃上げ、家族医療・教育給付金の増額、専門能力開発、およそ2万7,000米ドルの付加手当を要求しているが、会

社側は1.5%の賃上げと4,900米ドルの付加手当しか提示していない。

この争議を受けて、チリで活動する産銅会社や他の鉱山会社は警戒態勢に入っている。何人かのアナリストが指摘しているように、エスコンディエダの事件は、コデルコ・ノルテ、アンディーナ、セロ・コロラド、ファルコンブリッジ・アルトノルテ鑛造場での来たる交渉に大きな影響を与えるだろう。

アルセロール・ミッタルで労働者の諸権利を確保

ルーマニア:中・東欧のミッタル労働者を代表する労働組合は、「合併によって生まれた新会社に労働者の諸権利を尊重させるために、アルセロールの労働組合と協力する」と宣言した。

ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、チェコ共和国、カザフスタン、マケドニア、ポーランド、ルーマニア、ウクライナ、ロシアのIMF加盟組織にカナダ、ドイツ、イギリス、アメリカの組織が加わって6月に会合を開き、ミッタルにおける事態の展開とそれに対する労働組合戦略について議論した。

代議員は会合の終わりに、アルセロール関連組合の同志と協力しながら、新しい巨大製鉄会社で労働者の諸権利を

尊重する文化を生み出し、他のすべての製鉄会社の基準を定めることを決議した。

ミッタル・スチールとアルセロールの合併は、まだ株主の正式承認を受けていないが、これによって業界2番手の3倍の規模を誇る巨大製鉄会社生まれる。ロイター通信社によると、合併後の会社は世界の鉄鋼の約10%を生産し、総売上高550億ユーロ、従業員総数33万4,000人となる。



写真: P-F・グロジャン/アルセロール

加盟組織

国際実情調査団がメキシコを訪問

メキシコ：IMFは、鉱山労働者65人が死亡した悲惨な事故と、その後の政府による鉱山・金属・関連全国労組（SNTMMSRM）の乗っ取りを調査するため、メキシコに代表団を派遣した。

この実情調査団は2006年6月25日から7月1日にかけて実施された。組合員や組合幹部だけでなく、メキシコ政府高官とも数多くの会合が開かれた。

代表団はグルーポ・メヒコ所有の Pasta・デ・コンチョス鉱山がある地域も訪れた。2006年2月、Pasta・デ・コンチョス鉱山で爆発事故が発生し、65人の鉱山労働者が命を落とした。

代表団のメンバーは、鉱山の安全性や事故に対する会社側の対応について、鉱山労働者や死亡者の家族から証言を得た。

メキシコへの代表団派遣決定は、5月のIMF執行委員会でも鉱山労組代表と議論したうえで下された。

IMFは9月に、実情調査団の調査結果に基づく正式な勧告を発表する。ミッション報告と代表団に関する情報は、IMFホームページに掲載予定。



爆発前、Pasta・デ・コンチョス鉱山で働いていた労働者たちは「メタンのにおいがする」と訴えた。鉱山入り口の祭壇が、この仕事の危険性を強調している。

メキシコのシカルツア工場でスト終結

メキシコ：ラザロ・カルデナスのシカルツア鉄鋼工場で、146日間にわたって続いていたストライキが終結した。同工場では今年4月、工場を占拠していた労働者に対して警察が発砲、組合員2人が殺害され、50人が負傷した。

政府がメキシコ全国鉱山・金属・関連労組（SNTMMSRM）のナポレオン・ゴメス・ウルティア書記長を不当に解任したあと、労働者はストに入った。

2,300人を超える労働者が、苦勞の末に以下の成果を勝ち取り、職場に復帰する。

- 5月1日にさかのぼる6%の昇給と2%の給付増額
 - スト実施中の賃金全額支給
 - 労働者1人当たり7,500ペソ（700米ドル）のボーナス
 - スト参加労働者に対する訴訟の全面的取り下げ
 - SNTMMSRM指導者としてのナポレオン・ゴメス氏の承認
- グルーポ・ビジャセロが所有するシカルツア工場は、メキシコ有数の鉄鋼輸出業者である。

12月11日に国際連帯を要請

メキシコ：IMFは、組合内部問題への政府干渉と闘うナポレオン・ゴメス・ウルティア氏とメキシコ鉱山労組への支援を誓約、12月11日にメキシコの組合と連帯して行動を起こすよう加盟組織に要請し、この闘争をバックアップしている。

民主的に選出されたナポレオン・ゴメス・ウルティア鉱山・金属・関連全国労組（SNTMMSRM）書記長は、65人の鉱山労働者が死亡した Pasta・デ・コンチョスの悲惨な鉱山事故を受けて、メキシコ政府と鉱山会社グルーポ・メヒコを非難したあと、2006年3月に強制的に解任された。

政府は新しい書記長を押しつけ、SNTMMSRMとゴメス氏の全財産を没収した。

IMFは国際労働機関（ILO）条約第87号の違反を理由に、ILOにメキシコ政府を提訴した。ゴメス氏の不当解任は、メキシコの労働法と憲法にも違反している。

しかもメキシコ政府は、65人の労働者が死亡した破壊的な鉱山爆発事故を取り巻く状況について、まだ適切な調査を実施していない。

メキシコでのIMF活動と12月11日の行事に関する詳細は、IMFホームページを参照のこと。

加盟組織

中国の工場でカドミウム中毒

中国：金山工業（ゴールドピーク）が1994年に惠州工場を開設したとき、中国の労働者はカドミウムの取り扱いに伴う危険について警告されず、当初はマスクの支給も拒否された。数年後の今、これらの労働者はカドミウム中毒に苦しみ、医療費のために借金しており、新しい職を見つけることもできない。

少なくとも400人の労働者が、程度はさまざまだが、バッテリー製造に利用される有毒化学薬品であるカドミウムにさらされてきた。

同社は、会社側による補償金の増額、疾病保険、健康診断

の改善を求める労働者の要求を拒否している。

被害に遭った労働者が補償を受けるには、解雇されなければならない。一定水準の補償を求めて運動するゴールドピーク労働者は、病気と失業に脅かされているだけでなく、現地経営陣によって刑事責任を問われるおそれもある。

IMFは労働者を支持して、香港のGPバッテリーズ本社とオランダの同社ヨーロッパ本社に書簡を送った。また加盟組織にも、各国のゴールドピーク経営陣に圧力をかけ、惠州の中国人労働者が直面する悲惨な状況に取り組むよう要請している。

オーストラリアで労働法に抗議

オーストラリア：6月に数千人の労働者が街頭デモを行い、3カ月前に中央政府が導入した新しい労働法による雇用保障の低下と賃金・労働条件の削減に抗議した。オーストラリア全国の主要都市と地域の中心地で大集会が開かれた。

オーストラリア労働組合協議会のシャラン・バーロウ会長は、新しい労働法について話し、「新労働法実施以降に登録された新しい個別契約はすべて、既存の条件を少なくとも1つは削除しており、それまで保護されていた雇用条件を全廃している例もあるため、労働者は大幅な給付削減に直面している」と説明した。

明した。

オーストラリアの組合は、政府による労働者の諸権利に対する攻撃の第2波とも闘っている。6月に新しい「インディペンデント・コントラクター（独立請負業者）」法案が議会に提出されたのである。この法案は、契約労働者の雇用関係を断ち切ろうとしている。12ページの特集を参照のこと。



写真：AWU

インドの組合が結集

インド：7月にニューデリーで開催された労働者の全国大会が宣言を採択、その中で政府のネオリベラル経済プログラムに抗議するとともに、16項目の要求憲章について概説した。この要求を支持するため、12月にゼネストが予定されている。

大会には、インド労働者連合（HMS）をはじめ、ナショナル・センターや従業員・労働者の連合団体・組合から約1,200人の代議員が参加した。この大会では、労働法修正を

狙う政府の動きに強く反対する決議も可決された。

この宣言は具体的に次のような問題に焦点を当てていた。

- ・必需品価格の上昇をもたらした経済政策
- ・公共部門の民営化
- ・特に若者の失業・不完全就業の増加
- ・使用者を優遇し、労働者の権利を脅かす労働法改革
- ・すべての部門で見られる外部委託と人員削減

トルコの造船所で労働者が勝利

トルコ：警察との激しい衝突や労働組合指導者2人の投獄・釈放を含む数カ月間の闘いを経て、イスタンブールのトゥズラで働く港湾労働者55人が、やっと造船会社から未払賃金を受け取った。

トルコ企業デサンが所有する企業グループ傘下のモテサンは2006年3月、労働者55人の雇用契約を打ち切った。労働者たちは2カ月以上支払いを待った末、5月23日に所属組合リムテール・イスの支援を受けて造船所の門で抗議行動を開始した。

5月31日に警察が労働者を攻撃、6人が重傷を負い、リムテール・イスのジェム・ディンチェ会長とカンベル・サイジリ役員を含む16人が逮捕され、40日間にわたって拘留された。ジェムとカンベルが釈放され、労働者が賃金を支払われるまで、他の労働者や組合、IMFの連帯支援を受けて造船所で抗議が続けられた。

トゥズラ造船所での抗議行動
写真：リムテール・イス

自動車

VWブラジル労働者が解雇計画に抗議

ブラジル:フォルクスワーゲン (VW) ・ブラジル5工場の金属労働者は5月から6月初めにかけて、数千人の労働者を解雇して賃金と社会的給付を削減するという同社の発表に対し、集団抗議行動を実施した。VWは、サンベルナルド・ド・カンポ、タウバテ、サンジョゼ・ドス・ピニャイスの3工場で5,773人の労働者を解雇する、と発表した。影響を受ける3つの工場で働く労働者は24時間ストを実施、他の2工場でも情報会合が開かれたため、生産の遅れが生じた。

VWの再建計画により、サンベルナルド・ド・カンポで3,672人、タウバテで681人、サンジョゼ・ドス・ピニャイスで1,420人の雇用が削減される。2万2,000人近くの労働者を雇用するVWブラジルは、「残りの労働者についても、賃金を最大35%カットし、医療保険料を最大200%まで引き上げ、一部の超過勤務手当を廃止する」と威嚇している。

全国金属労組連合のCNM/CUTとCNTM/FSは、「会社側が反社会的な要求を取り下げ、労使双方が納得できる協約を組合と取り決めるまで、動員を続ける」と述べている。ブラジルのVW労働者は、先の協約に基づいて2006年10月まで雇用を保障されている。



写真：CNM/CUT

ルノー・日産

アメリカ/フランス:北米とヨーロッパの労働組合は、ゼネラル・モーターズ (GM) とルノー、日産との提携の可能性に対し、公に反応を示している。それらの反応は、そのような提携を雇用削減を狙う経営側の試みとみなして全面的に拒否する姿勢から、この提携がGM、ルノー、日産の労働者にどのような利益を与えるかについての懸念・疑念の表明まで、さまざまである。

GMのリック・ワゴナー最高経営責任者 (CEO) とルノー・日産のカルロス・ゴーンCEOとの間で、何度か会合が開かれた。GMのフリッツ・ヘンダーソン最高財務責任者が90日間

のプロジェクトを主導し、提携した場合にGMがどのような利益を得るか評価するために現在のルノー・日産同盟を調査している。伝えられるところによれば、経営陣は部品調達をはじめ、いくつかの潜在的提携分野を調べているという。

金属労働者は、「株主価値」の上昇を目指す多国籍企業間の提携が、その目的を達するために、しばしばサプライチェーン統合、雇用削減、工場閉鎖を実施することを、身を持って経験してきた。労働組合は、GM、ルノー、日産で労働者の利益を守る態勢を整えている。

現代自動車で労使が妥結



写真：KMWU

韓国:現代自動車の労働組合員は、6月26日から賃上げ要求を掲げて部分ストを実施していたが、7月28日に新しい賃金協約の承認を票決した。

新しい賃金パッケージには、基本月給の5.1%増額と100万

ウォン (1,040米ドル) の付加手当が含まれている。前回の団体交渉の取り決めに従い、2009年1月1日に生産労働者の月給体系を実施すると同時に、夜勤を廃止することについて合意した。この妥結内容には、生産労働者とアフター・サービス労働者を対象とする単一資格制度の実施も盛り込まれていた。

組合員は新しい賃金パッケージを承認し、54%が仮妥結を受け入れた結果、2006年の団体交渉が終了した。

新しい産業別組合である韓国金属労組の傘下組織となった現代自動車労組は、この賃金協約について経営側と妥結するまでの1カ月間、1日数時間にわたり作業を停止した。

ベラルーシ問題をG8の議題に

ベラルーシ：IMFはロシア大統領と現G8議長に対し、7月にサンクトペテルブルクで開かれるG8サミットの議題に、ベラルーシの人権問題を盛り込むよう要求した。

IMFはプーチン大統領への書簡で、ロシアに対し、ベラルーシでルカシェンコ政権が犯した侵害を見て見ぬ振りをしないよう求めている。この書簡はプーチン大統領に、繰り返し変革が要求されているにもかかわらず、ルカシェンコがベラルーシで人権・労働組合権を侵害し続けていることを指摘している。

またIMFは、ロシアをはじめベラルーシと貿易関係のある国に対して、各国の相当な影響力を利用し、ヨーロッパ最後の独裁政権に助成金を支給するのをやめるよう要求している。最近の出来事を見ると、ベラルーシ国民の間では、変革を求めて闘い、独裁政権を排除して民主主義を回復しようという機運が高まっている。貿易相手国、特にロシアからの持続的な経済的・政治的支援が、ルカシェンコ政権に残された唯一の支援だ、とIMFは主張した。



写真：By Media.Net

インドネシアの経済特区で労働組合権が危機に

インドネシア：新聞報道によると、インドネシア政府は、バタム島とピンタン島を含む経済特区（SEZ）で、組織化の権利を制限することを検討している。この意向は、シンガポールとインドネシアとの間で、経済協力に関する枠組み協定が締結されたあとに発表された。協定の目的は、バタム島、ピンタン島、カリマン島をSEZに転換し、製造用地がなくなりかけているシンガポールから投資を呼び込むことである。

この報道に懸念を抱いたIMFは、インドネシア大統領に書簡を送り、バタム島、ピンタン島、カリマン島のSEZで組合代表に関する労働者の権利を制限する計画の撤回を要求した。

IMF加盟組織のSPMIとロメニックSBSIは、SEZで4万5,000人の労働者を組織化し、使用者と各種の労働協約を、政府と最低賃金規定を取り決めている。

IMF加盟組織がWTOドーハ・ラウンドに関して要求

全世界：7月1日の世界貿易機関（WTO）ドーハ・ラウンド決裂を受けて、労働組合と姉妹組織は開発戦略の見直しを引き続き要求した。

7月1日までに、多くのIMF加盟組織が自国政府に対し、どんな犠牲を払っても、特に発展途上国の雇用を犠牲にしてでもWTOドーハ・ラウンドを妥結させようとする姿勢を改めるよう要求した。

加盟組織からの要求の1つは、発展途上国が国内市場と積極的産業政策とに基づいて開発戦略を推進できる余地を与える、非農産品市場アクセス（NAMA）案である。

加盟組織は、「ドーハ・ラウンドに代わる新しいルール一式を設け、人間と環境維持を重視しつつ、人権、労働者の諸権利および開発を促進する政策を推し進めるべきだ」とも主張した。

ラテンアメリカとアフリカの加盟組織は、4月と7月にIMF地域セミナーに参加した。このセミナーの目的は、共通戦略を立案するとともに、貿易・雇用・開発政策に関して政府、使用者その他の機関とやりとりする組合の能力を強化することだった。このシリーズの次回セミナーは、10月に南北アメリカの加盟組織を対象に実施される。

労働者の諸権利

メキシコでエレクトロニクス労働者の権利侵害

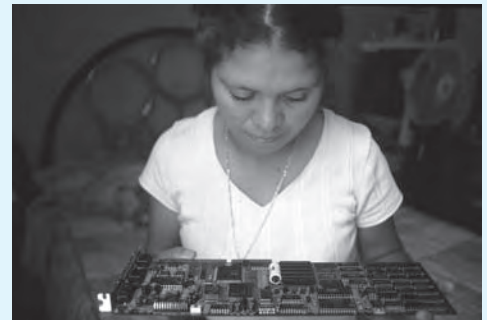
メキシコ：メキシコでエレクトロニクス労働者が広範囲にわたる差別、セクシャル・ハラスメント、低賃金、雇用不安、労働組合権の欠如に直面している実態が、7月発表の最新レポートで報告されている。

労働問題研究行動センター（CEREAL）の研究によると、表向きの企業方針と労働者の日常的経験との間には依然、非常に大きな隔りがある。このレポートによれば、メキシコのエレクトロニクス産業では、ある程度の改善が見られるものの、まだまだ先は長い。

CEREALは、ジェイビル、ソレクトロン、フォックスコン、サンミナSCI、フレクストロニクス、セレスティカの労働者をはじめ、78例のエレクトロニクス労働者を調査した。これら各社は、ヒューレット・パッカード、IBM、デル、ノキア、モトローラといった企業に、製

造・組立サービスを提供している。

10月18～19日にシンガポールで開かれる「グローバルなエレクトロニクス・サプライチェーンで働く女性に関するIMF会議」で、これら各社の雇用慣行について議論する予定だ。



写真：マルチェラ・ハダド/CAFOD

グローバルな労働問題に関する修士プログラム

全世界：世界労働大学は、労働組合活動家向けに、労働とグローバル化に関する2つの特別修士プログラムを開講する。このプログラムは労働組合専門家（候補）を対象としており、労働組合の分析・調査・方針立案能力の強化を目指している。

この労働・開発プログラムは2007年1月開講で、南アフリカ共和国のビトバーテルスラント大学で実施される。ドイツのカッセル大学とベルリン経済大学は、2007年9月に労働政策とグローバル化に関するコースを開講する。

関心のある労働組合活動家は、ぜひ応募していただきたい。応募の締め切りは、南アフリカ共和国が2006年10月1日、ドイツが2007年3月1日である。

コースは英語で行われる。女性の参加を強くお勧めする。応募者は原則として40歳以下であることが望ましい。発展途上国と移行経済からの応募者は、人数限定だが奨学金を受給することができる。受給希望者は労働組合の推薦を受ける必要がある。奨学金は支援組合か別の出資機関が1,500ユーロを拠出することを条件に支給される。

詳しい情報についてはwww.global-labour-university.orgを参照のこと。

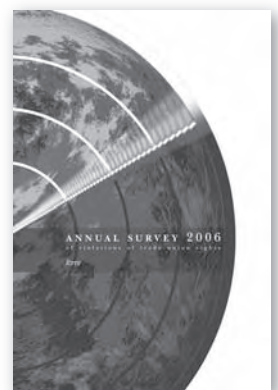
1万人の労働者が組合活動を理由に解雇

全世界：過去1年以内に、ほぼ1万人の労働者が労働組合への関与を理由に解雇され、およそ1,700人が拘留された。労働組合権の侵害に関する国際自由労連（ICFTU）年次調査によると、2005年、労働者の諸権利を擁護したために、1,600人を超える労働組合活動家が激しい攻撃を受け、9,000人が逮捕され、115人が殺害された。

労働組合活動家にとって世界で最も危険な地域はラテンアメリカで、またしてもコロンビアが活動家に対する殺害、威嚇、殺害の脅迫で首位に立った。コロンビアでは、2005年に70人の組合活動家が殺害され、260人が殺害の脅迫を受けた。

「今年の報告書から、特に女性、移民労働者、公共部門労働者に関して、実に気がかりな傾向が見て取れる」とガイ・ライダーICFTU書記長は述べた。「2005年の死者数は前年よりわずかに少なかったが、自らの権利を擁護する労働者に対する暴力・敵意が激化している」と同書記長は付け加えた。

報告書全文は、ICFTUウェブサイト（www.icftu.org/survey/）で英語版、フランス語版、スペイン語版、ドイツ語版を入手できる。





名ばかりの「改正」労働法

オーストラリアでは3月27日に改正労働法（WorkChoices）が導入され、労働者と組合の権利が再び奪われた。労働者は、すでにその影響を受けている。ハリーとビンズ、カレンは、これまで不当解雇防止法によって保護されていたが、3人ともここ数カ月間に職を失った。3人はオーストラリアで数十万人の労働者とともに、労働法に反対する大規模な労働組合キャンペーンに参加している。

ジーナ・ビソーカス記



ハリー・ライ（左）とビンズ・パスクッジは法律施行の1週間後に解雇された。

写真：スティーブ・パム



名ばかりの「改正」労働法

WorkChoices（誤った名称としか言いようがない）と呼ばれるオーストラリアの新しい労働法が可決されてから1週間が過ぎたかどうかというときに、オーストラリア製造労組（AMWU）代議員のビンズ・パスクッジとハリー・ライは、上司とのミーティングに呼び出された。

2人は北メルボルン郊外のハイデルバーグにあるフィンレイ・エンジニアリングの同僚たちとともに、上司であるジム・サットンの話を聞いた。「新しい法律の導入で状況が変わる」という。

サットンが労働者たちに、「私はこれまでにない権限を与えられ、何でも思いどおりにできるようになった。同意しない者や抵抗する者はクビだ」と言った。

ハリーは度肝を抜かれた。この上司は必ずしも協力的ではなかったが、それにしても「自分が全権を握り、労働者には何の権利もない」などという強硬な宣言は予想していなかった。

ハリーは落胆して首を横に振った。「経営陣と協力すれば新しい労働法を切り抜けられる」という望みが完全に消えたことを悟り、作り笑いをした。

だが、上司はハリーの表情に腹を立てた。

「上司は私に対して怒った」とハリーは回想する。「そのせせら笑いをやめろ、クビにすることだってできるんだぞ」と。そのとき、ハリーの同僚、ビンズ・パスクッジが割って入った。ビンズは上司に、ちゃんとハリーに敬意を払ってほしいと頼み、「こんな話」をする必要はまったくないと指摘した。

すると上司は直ちにビンズを解雇した。ハリーと別の労働者1人が事態を落ち着かせるため間に入ると、彼らも解雇された。3人の幼い子どもの父親であるビンズは、打ちのめされてしまった、と語った。彼は11年間この会社で働き、たった一度の「警告」も受けたことがなかった。

「まず考えたのは、どうやって生活していくかだった」。それは上司の血気にはやった行動だったかもしれないが、3月27日に実施されたオーストラリアの新しい労使制度に基づき、上司は自分の権利の範囲内で行動していた。

不当解雇

フィンレイ・エンジニアリングは、従業員数100人未満の職場だ。そして現在のオーストラリアでは、そのような職場で解雇されたら、もはや不当解雇から保護されなくなってしまう。

従業員数が100人に満たない企業の使用者は、新しい法律を巧みに利用している。高齢労働者、職場で負傷した労働者、個別契約への署名を拒否した労働者、病気休暇を取った労働者、勤務表に異議を唱えた労働者が解雇されている。

しかし、従業員数100人以上の企業も、政府からちゃ

んと小さな抜け穴を与えられている。これらの企業もまた、「業務上の理由」を挙げることができれば、合法的に労働者を解雇することができるのである。

ジュリアス・ロー AMWU 会長によると、新しい法律のもとで労働者が不当に解雇されているが、今のところ対抗手段はない。

「長年その会社で働いてきて、それまで業績に関して一度も警告を受けたことのなかった労働者が解雇されている。だが、打つ手はほとんどない」。そのような労働者の1人が、60歳のカレン・パーマーだ。彼女はグリア・インダストリーズで機械工として14年間にわたって働き、ただの一度も懲戒処分を受けたことがなかったにもかかわらず、仕事で肩を負傷して休んだあと、職場に復帰した日に解雇された。使用者に「あなたはお荷物だ」と言われた。

「私はとてもよい従業員だった。クビになったときはショックだった。同僚たちにお別れを言うこともできないまま、職場から追い出された」

「あの仕事は私にとって本当に大切だった。私は未亡人で、ほかに生活の手段がない。すっかり打ちのめされている」。不当解雇防止法の変更は、100年の歴史を持つ裁定制度を廃止したオーストラリアの新しい労働法の1つの要素にすぎない。裁定制度は、使用者に対抗する力のない労働者が、少なくとも最低基準は確保できるようにしていた。

人々は新しい法律に、労働における権利がいかに剥奪されてしまったかに、たびたびショックを受けている。

ビンズ・パスクッジとその家族は、いま起こっている事態を信じるができない。

「私の父は、よりよい機会を求めて1960年代初めにイタリアから移住してきた。もちろん、父は子どもたちのためにもチャンスを求めたが、いま父は、これらの法律によって状況が厳しくなると考えている。私たちは後退してしまった」

移民の息子であるビンズとイギリスからの移民であるハリーは、メルボルンで働くブルーカラー労働者の典型だ。人々は、よりよい暮らしを求めて世界中からオーストラリアにやってきた。

「オーストラリアは、強力な組合と、労働者を搾取から保護する優れた法律で知られていた」とハリーは言う。「しかし、新しい法律は正反対だ。これらの法律は、逆に上司が労働者を搾取しやすくする」とハリーは指摘した。

個別契約

個別契約の促進は、ハワード政権の政治課題の中心にある。政府は職員と政府系機関を利用し、数十年間にわたって組合が法律で確保してきた労働条件を廃止する、個別契約を押しつけている。

6月に政府が実施した調査によると、裁定制度によって保障されていた最低条件の多くが人々から奪われようとし

特 集

名ばかりの「改正」労働法



キャンベラで野党労働党のキム・ビーズリー党首に話をするカレン・パーマー。労働党は、自党が選挙で選ばれたら個別契約を廃止して一連の法律を破棄する、と述べた。

ている。

個別契約の登録を調整する政府機関が、新法施行後3カ月間の調査を実施し、250件の契約について次のことを確認した。

- 64%が休暇手当を廃止
- 63%が所定労働時間外の作業手当を廃止
- 52%が交代勤務手当を廃止
- 16%が当該産業の基準となる裁定制度によって定められたすべての条件を除外
- 100%が当該産業の基準となる裁定制度によって定められた条件のうち少なくとも1つを除外

この数字を見れば、新法が賃金・労働条件の引き下げと職場における組合組織の一扫を明確に意図していることが分かる、とジュリアス・ロー会長は指摘した。

「残念ながら、攻撃が加えられているのは1つの分野だけではない。これらの法律は最低基準を引き下げのために、組合と労働者の団体交渉力を弱めるよう、きめ細かに立案されている」。新しい法律は、次の理由で組合組織を縮小・弱体化させる。

- 団体交渉が厳しく制限されている。
- 組合と労働者に重い罰金・罰則や規制が課せられているため、争議行為の実施が非常に困難である。

- 労働者を不当解雇から保護する措置が廃止されている。
- 契約労働・臨時労働が奨励されている。
- 代議員と組合組織の権利・保護がほぼ全廃されている。
- 協約に組合代議員の権利に関する条項を盛り込むことが禁止されている。
- 従業員の解雇に関する手続きや救済手段を盛り込むことが禁止されている。
- 仕事の外注に関して使用者に何の制限を課すこともできない。

またオーストラリア政府は、政府資金を受給する使用者に対し、これらの法律を利用して個別契約を「提示」するよう指示しており、指示に従わない場合は将来の政府の仕事や援助を取り消している。

ハワード政権が労使関係制度改革を発表して以来、組合活動家、弁護士、芸術家、宗教指導者、学者が一斉に、勤労者の権利を攻撃する法律に強く反対している。

一連の法律が実施されて以来、多くの労働者が、条件が引き下げられたこと、賃金がカットされたこと、仕事を確保したければ個別契約に署名せざるをえないことについて、公然と語るようになった。ある使用者は、労働者の目の前で裁定書を引き裂き、「もうこんなものを支払う必要はない」と言った。

反撃

オーストラリアの労働者は反撃している。全国の集会や抗議行動に記録的な人数が参加している。12カ月で全国規模の協調的行動が3回実施され、6月28日の最新の行動には、メルボルンを筆頭に主要首都で20万人が参加した。地方や小さな田舎町からも、「政治的活動としては過去最高の人数が参加した」との報告が入っている。

オーストラリア労働組合協議会(ACTU)は多面的なキャンペーンを調整している。加盟組織が個々の職場活動を調整する一方で、ACTUはメッセージを伝えるために初めて有料テレビ広告を流している。

「2004年10月の選挙でハワード政権がオーストラリア連邦議会の上院で主導権を握ったとき、組合運動関係者全員が、ハワード首相が労使関係に手をつけるであろうことを知っていた」と、ジュリアス・ロー会長は語った。「だが、労使関係は選挙運動中に話題にならなかったため、ほとんどの一般労働者は何も知らなかった」。

このキャンペーンは効果を上げている。人々はこの問題に対する意識を高め、対策を講じる用意をしている。それまで一度もキャンペーンに参加したことのなかった組合員が、自らの権利を守るための闘いに打ち込んでいる。キャンペーン最初の6カ月間に、一般組合員数が7万人増加した。もちろん、「まったく保護がないよりは組合による保護があったほうが良い」と判断した人たちがいたからだ。

今までのところ、その判断は正しい。

ビンス、ハリー、カレンの例に見られるように、組合員が新法の影響を受けているケースも多少あるが、被害に遭っている労働者のほとんどは、組織化されていないサービス部門で働いている。

多くの小売労働者が、時間外勤務手当をはじめとする給付を奪われた。全国展開する小売業者のスポットライトは、先ごろ従業員に、時間外勤務手当と週末勤務手当を放棄するという条件で1時間当たり2セントの賃上げを「提示」した。労働者は、収入が1週間当たり最大90オーストラリア・ドル(68米ドル)減ることになった。

提示される個別契約に思い切って意義を唱えた従業員も解雇されている。クイーンズランドのリー・バンルーンは、

使用者から提示された新しい契約の詳細について尋ねただけで、「そういう態度を取る人間は、この職場には合わない」と言われた。その後、「業務上の理由」で解雇すると言われ、職を失った。使用者が「提案」していた新しい条件は、1週間当たり160オーストラリア・ドル(120米ドル)の賃金カットを意味した。

リー・バンルーンは組合員ではなく、ハワード政権を支持していた。この経験で自分は変わった、と彼は言う。彼はAMWUに加入した。次の選挙でハワード政権に投票するつもりはない。



6月28日の集会に参加したAWU代表
写真:AWU



6月28日の集会に参加したCEPU代表
写真:CEPU



6月28日の集会に参加したAMWU代表
写真:スティーブン・パム

政権交代

これらの法律をうまく打破するには、ハワード政権を打倒するのが一番だろう。ジョン・ハワード首相が、これらの法律への反対の強まりに動揺するとか、次々と明るみに出ている著しい搾取を見て法律を緩和するだろう、と楽観的に考える者はいない。ハワード首相は「新法が不人気であることは知っている」と公言しているだけでなく、「これらは国のためになる法律であり、さらに法改正を進める」とも述べている。

6月に、勤労者をさらに不利に立たせる法案が議会に提出された。この「インディペンデント・コントラクター法」は、基本的に、企業が労働者の代わりにインディペンデント・コントラクター(独立請負業者)を利用しやすくするものだ。使用者は、退職基金や労働災害補償、病気休暇など、人々が従業員として有する受給権を与えなくてもよくなる。

通信会社のオプタスは4月、常用雇用の技術者を解雇した。そのうえで技術者たちに対し、同社からバンを購入して税務署に事業登録し、インディペンデント・コントラクターとして改めて求職の申し

込みをするよう勧めた。

請負業者になるオプタス労働者は、自身の年金、安全衛生保険、公共責任保険の保険料を支払い、バンの費用とすべての材料・機器を賄わなければならないため、1週間当たり最高300オーストラリア・ドル(226米ドル)の減収になるだろう。労働者は賃金が減って雇用保障を失うだけでなく、有給病気休暇、公休日、年次休暇の取得権も奪われ、業績目標を達成するために危険な状況の中で働くよう迫られる。

特集

名ばかりの「改正」労働法



ACTUキャンペーン・ロゴ (www.actu.asn.auを参照)

したがって労働組合は、これらの法律が改善され、多くの労働者の生活が不安定になっている状況が好転するのを、固唾を飲んで待っているわけではない。組合は野党労働党の中でも支援を求めて運動している。ジュリアス・ロー会長は、この点で多くの成果が上がっている、と述べた。

「キャンペーンの結果、野党労働党は、これらの法律を破棄して個別契約を撤廃すると宣言した。野党は使用者団体が反対することをなかなか実行しようとしないので、これは大きな成果だ。このキャンペーンは今後も続けることができ、それによって2007年末に現政権とこれらの法律を打倒できると確信している」とロー会長は語った。

キャンペーンの続行

こうした中で、反労働法キャンペーンは勢いを増し続けている。労働者は個人で、また集団で反撃している。

AMWU組合員は、ピンス・パスクッジとハリー・ライが解雇されたことを聞くと支援のために結集し、フィンレイ・エンジニアリング前で抗議行動を実施した。経営側は、ついに屈服して2人を復職させたが、この2人の代議員がいない間に残りの労働者たちは個別契約を締結するよう迫られた。労働条件は変わらないという確約があったにもかかわらず、現行労働協約の余剰人員解雇に関する条項は、個別契約には盛り込まれていなかった。7週間後、同社は倒産し、労働者全員（ピンスとハリーを除く）が数千ドル相当の受給権を失った。

「上司はしばらく前から個別契約の話をしてきた」とピンス

スは回想する。「解雇された日、私は同僚たちに『上司が出す書類に署名するな』と言った。私は同僚に警告しようとしたが、上司は彼らを脅して署名させた。クビになるのが怖くて署名したことは分かっている」。当然のことながら、ピンスとハリーは自分たちと同僚の身に起こった出来事について、ひどく苦々しく感じている。

「人生の30年間をあの会社に捧げていながら、個別契約に署名させられたために多額の収入を失うことになる労働者がいる」とピンスは言う。「上司が本当にこんなふうに労働者を搾取できる法律を政府が作ったというのは、とんでもない話だ。その結果、私たち全員が苦汁をなめている」。

そしてカレン・パーマーも、自分の境遇に打ちひしがれながらも行動を起こすことに決めた。彼女は所属組合の助けを借りて、雇用問題を取り扱う全国レベルの裁決機関であるオーストラリア労使関係委員会に、使用者を提訴しようとしている。組合の代表と一緒にキャンベラへ行って野党労働党のキム・ビーズリー党首に会い、一連の法律が彼女のような庶民にどれだけ悪影響を与えているか伝えた。また、6月28日にメルボルンで開かれた集会で、15万人を前に演説した。

そこに集まった人々に自分の話をし終えたと同時に、群衆の中の誰かが彼女に向かって大声で叫んだ。

「カレン、ジョン・ハワードの法律をどう思う？」

彼女は躊躇せずに答えた。

「この法律をどうすればよいか、これからお話ししましょう」

オーストラリアの労働法改革

オーストラリアでは3月27日に新しい労働法が実施され、労働者と組合の権利が再び奪われた。これらの法律は以下のような内容である。

- 使用者が労働者に、手取り賃金や雇用条件を引き下げる個別契約を押しつけやすくする。
- 使用者が、超過労働手当、休暇手当、公休日、解雇手当、作業手当を削減しやすくする。
- 数百万人の労働者を不当解雇から守る措置を撤廃する。
- 多くの通常の組合活動を違法とする。

- 労使関係委員会の権限を縮小する。
- 最低賃金の決定方法を変更し、金額を引き下げる。

オーストラリア労組(AWU)のビル・ショートトン全国書記は、ハワード保守政権が導入した法律について語り、激しい憤りをあらわにした。「とにかくもう腹が立つ。このような不公正な法改革が、その正当性も立証されないまま推進されていることに憤りを感じる。上院と政府は、経済成長の点からはオーストラリアの未来にとってまったく有益ではない、党派的な法改革運動を支持することによって、オーストラリアの有権者に危害を加えていると思う」と同書記は述べた。

国際枠組み協約に関する 経過報告

ジェニー・ホールドクロフト

IMF加盟組織は9月にドイツで会議を開き、多国籍企業と国際枠組み協約 (IFA) を交渉・締結・実施・執行するうえでの今後の方向性に検討を加える。この IMF スペシャル・レポートでは、IFA が取り決められた歴史的・政治的背景を紹介し、現在までのIFA 利用状況に関する実用的な情報を提供する。

IMF は、ずいぶん前から、グローバル・レベルで多国籍企業と交渉するためのメカニズム構築の必要性を認識している。過去 10 年間に、IMF 世界大会、中央委員会および執行委員会で、IFA について積極的に議論してきた。

1997 年の IMF サンフランシスコ大会で、代議員は、「労働者の諸権利を全国レベル労使対話に組み込むために企業行動規範を取り決める」という目標を導入するアクション・プログラムを承認した。そのような行動規範が IMF と多国籍企業との間で取り決められるべきであり、この 2 者間の協約になるであろうことは、最初から明白だった。

大会後、行動規範に関する勧告を作成するために作業部会が設置され、この作業部会は行動規範モデルの立案作業に重点を置くことを決定、行動規範モデルは、その後 1998 年 12 月の執行委員会で採択された (20 ページの囲み記事を参照)。

シドニー大会で採択された 2001 ~ 2005 年アクション・プログラムは、加盟組織の組合員がいるすべての企業で行動規範モデル (現 IFA モデル) の採用を目指すキャンペーンの続行を委任した。

2002 年 12 月の IMF 執行委員会までには、すでに十分な数の協約が締結されており、執行委員会は IFA 交渉の原則を以下のとおり確認することができた。

- IMF は最初から関与すべきである。
- IMF 役員か IMF に指名された人が IFA に署名しなければならない。
- IFA は企業の世界中の工場・施設すべてを対象としなければならない。
- IFA は IMF と経営陣がグローバル・レベルで取り決めるべきである。
- 本国の組合と世界委員会 (設置されている場合) は、交渉において主導的な役割を果たすべきである。

- 受入国の組合と協議すべきである。
- IFA は、ILO 中核的労働基準に言及し、「サプライヤーに圧力をかけて IFA の原則を実施させる」という企業の約束を盛り込んでいなければならない。
- 実施にあたっては、労働組合を参加させなければならない。
- 経営陣は、全事業所の労働者と組合に IFA のことを知らせ、IFA に基づいて苦情を申し立てるための手段を伝えなければならない。

このプロセスにおいて本国以外の労働者を代表するうえで、IMF が重要な役割を担っていることが特に強調された。キャンペーンを強化し、IFA を広めるとともに、IFA 締結に抵抗を示す企業を標的にすることも要求された。

IMF が締結した IFA

IMF は今のところ 15 件の IFA を締結しており、第 1 号は 2001 年にメルローニ (現インデシット) と、最新の協約は PSA プジョーシトロエンと締結された (19 ページの表を参照)。



IMF スペシャル・レポート

IMFが締結した国際枠組み協約

会社名	締結年	国	産業
メルローニ（現インデシット）	2001年	イタリア	家電
フォルクスワーゲン	2002年	ドイツ	自動車
ダイムラークライスラー	2002年	ドイツ	自動車
レオニ	2002年	ドイツ	ワイヤ/ケーブル
GEA	2003年	ドイツ	エンジニアリング
SKF	2003年	スウェーデン	ローラーベアリング/シール
ラインメタル	2003年	ドイツ	自動車部品、兵器、エレクトロニクス
ボッシュ	2004年	ドイツ	自動車用品、工業用品、消費財、建築技術
プリム	2004年	ドイツ	金属製押しボタン、電気接触部品
ルノー	2004年	フランス	自動車
レヒリング	2004年	ドイツ	エンジニアリング樹脂、自動車工学、電気工学
EADS	2005年	フランス	航空宇宙、防衛
BMW	2005年	ドイツ	自動車
アルセロール	2005年	ルクセンブルク	鉄鋼
PSA プジョーシトロエン	2006年	フランス	自動車

今までのところ、すべての IFA がヨーロッパ系企業との協約である。

提案と交渉

既存の IFA に関しては、標準的な提案・交渉手続きがなかった。欧州従業員代表委員会（EWC）や世界従業員代表委員会（WWC）のような機関が IFA を提案した場合は、一般に当該機関が引き続き交渉を主導している。フォルクスワーゲンでは、WWC が会社側との交渉を提案した。内容に関する争点と IMF が協約に署名するかどうかという問題をめぐって交渉が行き詰まったとき、局面打開のために IMF 会長が関与を求められ、会長は最終的に IMF を代表して協約に署名した。アルセロールの場合は、EWC が IFA を提案したが、討議のたき台となる IFA 案を提出して交渉を主導したのは IMF であった。

ルノーおよび PSA プジョーシトロエンと締結された IFA は、いずれも経営陣が IMF に直接アプローチすることにより提案された。興味深いことに、これを受けて IMF は交渉プロセス全体で明確な主導的役割を果たし、コーディネーターを務めることになった。どちらのケースでも、IMF は関連加盟組織との会合を開いたり、Eメールや電話で協議したりすることによって、本国以外の組合の当事者

意識を高めた。

グローバル・レベルでの IFA の提案・交渉・実施・監視にあたって EWC が際立った役割を果たしていることについて、ヨーロッパの組合も含めて、いくつかの IMF 加盟組織が懸念を表明している。例えばイギリスの加盟組織 アミカスは、IFA に関する方針書で次のように述べている。「EWC は現在のところ交渉を委任されているわけではない。EWC のメンバーには非組合員を含めることができるが、これらのメンバーは組合を支持する見解に立っているとは限らず、明らかにヨーロッパ域内の見解しか代表していない」。アミカスは、「EWC は重要な役割を果たすことができるが、このプロセスを推し進めるのは全国労働組合とグローバル・ユニオン・フェデレーションでなければならない」と主張している。

2002年、ドイツの加盟組織 IG メタルは、2010年までに25本の IFA を締結するという目標を掲げた。IG メタルは、15本の IMF 協約のうち9本で、IFA の締結を後押しする主導的な役割を担った。2004年、IG メタルは IFA の提案・交渉・実施に関する EWC 向けの指針を発表した。この指針は、「交渉プロセスがどのようなものであれ、最初から IMF に通知して関与させ、常に IMF が協約に署名しなければならない」と強調している。

IMF スペシャル・レポート

IFAとは何か。

国際枠組み協約 (IFA) は、多国籍企業と労働組合がグローバル・レベルで取り決める。標的企業とそのサプライヤーの全事業所で労働者の基本的権利を保障するために、世界規模で適用される協定書である。

IMF 枠組み協約モデル

IMF 枠組み協約モデル (IFA モデル) は、多国籍企業と国際枠組み協約 (IFA) を取り決めるための基礎として、IMF 執行委員会によって採択された。

IFA モデルは 3 つの主要な要素で構成される。

- ILO 中核的労働基準：条約番号を挙げて引用
- 請負業者やサプライヤーに IFA の基準を遵守させるという要件
- 実施への組合参加

ILO 中核的労働基準

1998 年、ILO 総会は「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」を採択した。これは基本的な人的価値を支持するという政府、使用者団体および労働者団体による約束の表明とみなされている。この宣言は ILO 加盟国に対し、その国が関連条約を批准済みか否かに関係なく、4 つのカテゴリーの原則・権利を尊重し促進することを委ねている。

4 つのカテゴリーは以下のとおりである。

- 結社の自由と団体交渉権 (ILO 条約第 87 号、第 98 号および第 135 号ならびに ILO 勧告第 143 号)
- 強制労働の廃止 (ILO 条約第 29 号および第 105 号)
- 児童労働の撤廃 (ILO 条約第 138 号および第 182 号)
- 職場における差別の撤廃 (ILO 条約第 100 号および第 111 号)

これらの「中核的」条約は IFA モデルの中心にあり、条約番号を挙げて明白に引用すべきことが規定されている。

サプライヤー条項

多くの場合、最悪の労働権侵害が発生するのは IFA を締結している企業ではなく、その企業に供給するサプライヤーである。このため IFA モデルには、「企業は、請負業者、その下請業者、主要サプライヤーおよびライセンサー (フランチャイズ権所有者) に対し、当該企業のために製品または部品を生産・販売するにあたって IFA の条件を提供し、IFA の基準を遵守するよう求める」という条項が盛り込まれている。

内容

IFA の内容にはかなりばらつきがあり、IMF の IFA モデルから大幅に逸脱している場合もある。このモデルは、「ILO 中核的労働基準は条約番号を挙げて明確に引用しなければならない」と定めている。だが、フォルクスワーゲンとダイムラークライスラーの IFA は、ILO 条約を引用しておらず、団体交渉にまったく触れていない。SKF の協約では、1 つの ILO 条約 (児童労働に関する条約) しか引用されていない。

IFA の大多数が、「X 社は、サプライヤーが自社の方針において、これらの原則を考慮に入れるよう支援・奨励する」といったような文言のサプライヤー条項を採用している。2、3 の IFA の文言はこれよりも弱い、もっと強く規定している IFA もあり、遵守しなければサプライヤー関係が危険にさらされる場合もある。

実施

これまでの経験によると、効果的な実施には、会合を開き、ネットワークを維持し、活動を調整するための多大な資源が必要とされる。また IMF が、IFA を締結した企業のすべてで、このレベルの実施を自ら管理するための資源を持っていないことも明らかである。

既存の IFA の実施状況は少々不統一である。場合によっては、従業員に適切な言語の協約書を渡すようにすること以外、何の措置も講じられていない (協約書の配布さえ実施されていない企業もある)。一方、国際組合ネットワークを構築したり、IFA を利用する行動計画を立案したりするために具体的な措置を講じ、当該企業とそのサプライヤーで適用対象組合を広げるとともに、苦情に対応できるようにしている企業もある。

フォルクスワーゲンでは 2003 年に、さまざまな企業・工場の労働者代表と人事管理者にアンケートを送付し、労働者に協約を周知させるためにどのような措置を講じているか尋ねた。2005 年に 2 回目の調査が実施され、2006 年のグローバル従業員代表委員会で結果が発表された。

調査の結果、すべての企業・工場の経営陣と労働者代表が、サプライヤー企業に IFA の存在・義務について通知す



ルーマニアの加盟組織ソリダリタテア・メタルがレオニの実施会合に参加

IMF スペシャル・レポート



2006年6月に南部アフリカで開かれたIFA実施に関する会合

写真：NUMSA

る義務を果たしていないことが分かった。

レオニでは、2005年にドイツで工場代表・組合役員の会合が開かれ、IFAの積極的実施が始まった。その主要な焦点は、組合が未組織工場で労働者を組織化できるよう援助することだった。

IFA実施の結果、IMF加盟組織のソリダリタテア・メタルは、ルーマニアで2つの大規模なレオニ工場を組織化し、うち1工場で団体交渉を実施することができた。スロバキアとウクライナの未組織工場で働く労働者とも接触した。

IMFがレオニでIFA実施に取り組んだ結果、次のことが分かった。

- 経営陣が保証したにもかかわらず、工場の労働者（および管理者さえ）は、IFAについてごくわずかしら認識・理解していない。
- サプライヤーを確認し、確実にIFAを認識させるために、もっと努力する必要がある。
- 同社の組合代表は、社内ネットワークを通して他国の労働者に接触し、労働組合化を援助することができる。

2003年、ダイムラークライスラー世界従業員委員会は会社側との専門家ヒアリングを開催した。IMFも参加し、IFAとその実施・監視に関する考えや見解を聞いた。ILO、ICFTU、IGメタル、それに労働問題に取り組む多様なNGOの代表が出席した。ここでのメッセージは、「実施には、すべての利害関係者を参加させなければならない。組合はIFAの監視に最も適任だが、特に組合の力が弱い場合や組合が存在しない場合には、認知されたNGOの援助があればありがたい」ということであった。

ラテンアメリカでは、2005年11月にブラジルでIFAの実施・監視に関する地域セミナーが開催された。この会合には、加盟組合とIFA締結企業（フォルクスワーゲン、ダイムラークライスラー、レオニ、SKF、アルセロール、ボッシュ、ルノーなど）の工場代表が集まった。

この会合では次のような行動計画が承認された。

- IFAに関する情報キャンペーン
- 同じ企業の組合間および異なる企業のIFA締結組合間における通信ネットワークの構築
- 地域サプライヤー調査を含む実施戦略
- NGOとの社会監視プロジェクトの考案

南部アフリカではIMF地域事務所が、定期的にIFAワークショップを開催してIFA締結企業とサプライヤーの代表を集め、実施にあたって協力できるよう援助した。この会合では、工場代表がサプライヤー企業のリストを提出した。これらのリストは、どのサプライヤー企業を組織化の標的にするかを決定するために利用され、それによって資源が配分されている。

執行

グローバル・レベルでは法的執行メカニズムが存在しないことを、最初に理解しておくことが重要である。つまり、IFA条項の執行は、ほぼ例外なく、企業に苦情を処理させる組合の能力・影響力にかかっている。

現在までのところ、IFAに基づいて苦情が申し立てられた例は比較的少なく、苦情が処理されたケースとなるとさらに少ない。間違いなく、IFAに基づく苦情処理のほとん

IMF スペシャル・レポート

どはダイムラークライスラーで行われている。10 件の違反が具体的に確認され、うち 7 件がサプライヤー、3 件がディーラーでの違反だった。苦情のほとんどは、結社の自由と団体交渉権に関する IFA 条項の違反に関係がある。

IFA に基づいて申し立てられた苦情は、IMF を通して、あるいは直接、ダイムラークライスラー世界従業員委員会 (WEC) に付託される。今までのところ、すべての事例が次の手続きによって処理された。

- 違反とされる事例をダイムラークライスラー経営陣に通知
- ダイムラークライスラー経営陣による調査
- サプライヤーに書簡を送って調査と IFA 遵守を要求
- 場合によっては地方レベルで連帯行動を実施

ダイムラークライスラー IFA に基づいて処理された事例として、しばしば引き合いに出されるのは、トルコのダイムラークライスラー・サプライヤー、ディタスでの一件である。2002 年、ディタス労働者がストライキを実施した。原因は、使用者が職場での労働組合権の尊重と組合との交渉を拒否し、結社の自由に関する ILO 条約第 87 号、団結権・団体交渉権に関する同第 98 号、それにサプライヤーも対象とするダイムラークライスラー IFA に違反したことだった。この違反に関して WEC が経営陣に書簡を送ったことが、交渉による解決に達するうえで重要な役割を果たした。

ブラジルでは、組合が IFA 執行を求めて会社側に圧力をかけたため、サプライヤー 8 社が入れ替えられた。IMF 加盟組織の CNM-CUT は、IFA のサプライヤー条項を根拠に、サプライヤーのグローブによる違反をめぐってダイムラークライスラーで実施されたストライキの合法性をうまく主張することができた。2006 年にドイツで開かれたボッシュ世界会議で、企業行動に関して多くの苦情が出された。そ

の中には、結社の自由、団体交渉権、差別、同一賃金を受け取る権利に関する IFA 条項に違反する行動があった。この会合では、ボッシュ経営陣が IFA に基づく苦情を集中的に処理する準備をしておらず、「そのような苦情は地方レベルで処理すべきだ」と主張していることが明らかになった。

この会合で出された苦情の 1 つは、米国ウィスコンシン州にボッシュが所有するドボイ工場に関するものだった。団体交渉をめぐる争議の際に組合員がストライキを実施すると、経営側は常勤の代替労働者を雇用すると言って威嚇し、労働者に職場に戻るよう強制した。この措置はアメリカの労働法では認められているが、おそらく間違いなく IFA では認められない。

IFA の今後

9 月の IMF IFA 世界会議に参加する代議員は、次のような問題に検討を加えるよう求められる。

- IMF は、どれくらいの水準の協約への署名に同意すべきか。
- 交渉段階で国際連帯を構築するには、どうすればよいか。
- IMF は、特定企業を IFA 締結の標的にすべきか。
- IFA の実施から、どのような成果が得られると期待するか。
- どうすれば企業に IFA の条件を守らせることができるか。

この会議は IMF 執行委員会に勧告し、IMF が今後、IFA の交渉・締結・実施・執行に取り組むうえでの指針を示す。

このスペシャル・レポートは、2006 年 9 月 26 ~ 27 日にドイツのフランクフルトで開かれる IFA 世界会議のために作成された背景報告書の要約である。背景報告書全文と IFA 世界会議に関する追加情報は、IMF ウェブサイト (www.imfmetal.org/ifa) で入手可能。



ブラジルの CNM-CUT は 2005 年、ダイムラークライスラーのサプライヤー、グローブでのストライキの合法性をうまく主張した

This is the IMF

IMF は金属産業における労働者のための組織である。1893年に創設され、スイス・ジュネーブに本部がある。現在 IMF は 100ヶ国、200組織、2,500万人の金属労働者を代表している。

IMF は世界中で金属労働者の活動を強化すべく努力している。2005年の世界大会で採択されたアクションプログラムは、以下の4つの主な項目から構成されている：新しい経済システムへの転換、未組織労働者の組織化、国際連帯強化、人権・労働組合権のための闘い。

IMF の最高決議機関は世界大会で4年に1度開催される。その間、隔年ごとに全加盟組織の代表が参加して中央委員会が開催される。執行委員会は中央委員会で選出された25人の委員によって構成され、通常年に2回開催される。

IMF 本部の事務所はスイス・ジュネーブ

に置かれ、世界的な活動は地域事務所のネットワークで調整されている。

- 東部・南部アフリカ：南アフリカ・ヨハネスブルグ
- 南アジア：インド・ニューデリー
- 東南アジア・太平洋：マレーシア・クアラルンプール
- ラテンアメリカ・カリブ海地域：チリ・サンチャゴ・メキシコ・メキシコシティ
- CIS：ロシア・モスクワ（プロジェクト事務所）

近年 IMF はアフリカ、アジア、ラテン・アメリカの地域・サブリージョナル機構を強化している。いくつかの国では IMF 加盟組織が「国別協議会」と呼ばれる組織を形成している。

特定の産業部門の活動を調整するために、IMF には以下の産業別部門がある：航空宇宙、自動車、電機・電子、機械金属、造船、鉄鋼、非鉄金属。



【IMF 地域事務所連絡先】

**南アジア地域事務所
(SOUTH ASIA)**
Linz House
159-A, Gautam Nagar
NEW DELHI 110 049
INDIA
tel: (91/11) 651 4283
fax: (91/11) 685 2813
E-mail: sa@imfmetal.org

**東南アジア・太平洋地域事務所
(SOUTHEAST ASIA)**
No. 10-3, Jalan PJS 8/4
Dataran Mentari, Bandar Sunway
46150 Petaling Jaya
Selangor Darul Ehsan
MALAYSIA
tel: (60/3) 56 38 7904
fax: (60/3) 56 38 7902
E-mail: seao@imfmetal.org

※ IMF 本部（ジュネーブ）の住所は
2ページ参照

**ラテンアメリカ・カリブ海地域
事務所
(LATIN AMERICA & THE
CARIBBEAN)**
AV.Providencia 2019
Oficina 42-B
Providencia
SANTIAGO
CHILE
tel: (56/2) 655 04 74-655 04 77
-655 04 78
fax: (56/2) 655 04 70
E-mail: lacro@imfmetal.org

**東部・南部アフリカ地域事務所
(EAST & SOUTHERN AFRICA)**
Physical address:
10th Floor
The Braamfontein Centre
Jorissen Street
Braamfontein
JOHANNESBURG 2001
REP. of SOUTH AFRICA
Postal address:
P.O.Box 31016, Braamfontein 2017
REP. of SOUTH AFRICA
tel: (27/11)339 1812-339 1825/
6-339 1832
fax: (27/11)339 4761
E-mail: esao@imfmetal.org

**CIS プロジェクト事務所
(PROJECT OFFICE CIS)**
Room 211
Str. 2, d. 13, Grokholsky per.,
129010 Moscow
RUSSIA
tel: (7/095) 974 61 11
fax: (7/095) 974 16 22
E-mail: pocis@imfmetal.org

行事日程表

9 月

- 9-7日 IMF東ヨーロッパサブリージョナル委員会（セルビアモンテネグロ）
- 11-13日 SKF世界労組委員会（中国）
- 26-27日 IMF国際枠組み協約世界会議（ドイツ）
- 28日 BMW国際枠組み協約履行会議（ドイツ）

10 月

- 2-4日 ABボロボ欧州従業員代表委員会/非欧州IMF加盟組織会議（フランス）
- 5-6日 IMFシーメンスラテンアメリカ地域会議（ブラジル）
- 11-12日 IMF貿易・財政・開発政策に関する作業部会（カナダ）
- 12-14日 IMF貿易・雇用・開発セミナー：IMFアメリカ加盟組織の戦略（カナダ）
- 18-19日 グローバル電子産業サプライチェーンで働く女性労働者に関する会議（シンガポール）
- 24-25日 IMFキャリア開発と生涯学習に関するセミナー（フランス）

11 月

- 1-3日 航空宇宙運営委員会/エアバス・ボーイングワーキンググループ（カナダ）
- 13-16日 IMFゲルダウに関する会議（ブラジル）
- 13-14日 GMアジア太平洋地域ネットワーク会議（タイ）
- 16-17日 IMF事務技術職労働者組織化に関する地域プロジェクト（アルゼンチン）
- 28-29日 IMF執行委員会（スイス）

*最新の情報は IMF ホームページでご確認下さい。

www.imfmetal.org/events



IMF プロフィール

追放されてなお指導力を発揮

メキシコ鉱山・金属・関連全国労組 (SNTMMSRM) 書記長でIMF執行委員も務めるナポレオン・ゴメス・ウルティアは、メキシコで組合の自主性と労働者の諸権利とに加えられている、かつてない激しい攻撃と闘っている。

メキシコ: ナポレオン・ゴメスは、秘密の場所から携帯電話で、メキシコ屈指の有力かつ活動的な組合を動かしている。重要なメッセージや戦略、組合業務が毎日、メキシコシティの外れにある離れた事務所に拠点を置くスタッフに伝えられる。

仲間の労組指導者たちに「政府の天敵」とみなされているゴメスと鉱山労組は、組合の独立を強く主張してメキシコ政府と有力企業に立ち向かったために、大きな代償を払われている。

「連中は組合員を殺し、投獄し、殴打し、脅している。家族まで脅されている」と、ゴメスは電話インタビューで語った。

ゴメスは、鉱山労組組合員や自身に対して最近加えられた政府公認の暴力行為を挙げてくれた。シカルツア工場でスト中の鉄鋼労働者が銃撃・殺害されたこと、危険な安全衛生条件を隠蔽したために鉱山で悲惨な爆発事故が発生し、労働者65人が死亡したこと、ナコサリ銅山でストに参加した労働者21人が投獄されたこと、ゴメスが組合書記長を強制的に解任され、自身と家族が殺害の脅迫まで受けたこと。

政府は「ゴメスが解任されたのは、組合から5,500万米ドルを盗んだからだ」と主張している。ゴメスによれば、この非難は「国内の大問題から注意をそらすとする運動」である。「これは私の信用を傷つけるための手段にすぎず、何の証拠もない。政府は、その金のありかを知っている。政府自身が組合の銀行口座をすべて凍結しているのだから」。60歳でメキシコ国立自治大学を卒業し、オックスフォード大学から経済学博士号を授与されたゴメスは、いわゆる典型的な政治難民でもなければ、鉱山労働者組合員でもない。40年にわたって鉱山労組を主導した父親のナポレオン・ゴメス・サダを見ながら、幼いころからメキシコの鉱山での生活を体験してきた。

「子どものころ、集会や組合会合に出席した。よく父にくっついて鉱山へ行った。16歳のとき、初めて坑道に入り、チワワのサンフランシスコ金鉱の地下900メートルまで潜った」。33年後、ゴメスは正式に組合に加入し、ドゥランゴ州で鉱業プロジェクトを主導、その後、全国政治社会プログラム委員会の特別代議員に任命された。

2000年に書記次長に就任したのち、

2002年、前任者であった父親が亡くなった4日後、全会一致で鉱山労組書記長に選出された。組合内部問題への甚だしい政府干渉を受け、メキシコ労働運動内部の一部組合からの強い反対にも遭ったが、ゴメスは2006年に再び組合員の満場一致の支持を勝ち取った。



「メキシコの労働会議には、制度化された組合の強い伝統がある。私たちはこの困難な時期にメキシコで変革を推し進めており、敵対者は私を自分たちの活動に対する脅威と見ている。連中は政府や企業から指示を受けるだけの労組指導者を好む。私たちはそうではない」。ゴメスをはじめとする変革推進派の労組指導者は、600万人の労働者を代表する「組合の団結・自治を守るための国民戦線」を設立した。

一部からはメキシコの革命家とみなされ、また一部からは国際的逃亡者とみなされていることについてどう思うかと尋ねると、ゴメスは「組合員に判断を委ねる」と答えた。

「今は非常に困難な時期だ。しかし、6カ月にわたって過去最大級の激しい組合攻撃を受けてきた現在でさえ、鉱山労働者はまだ私を支援してくれる。これが私に力を与えてくれる、彼らの友情、忠誠、勇気だ」

強力な国際連帯を受けているゴメスは、「メキシコで起こっていることはすべての組合の問題だ」と、すかさず指摘する。

「すべての組合指導者に、組合の自主性を積極的に守るよう要求する。メキシコの極右にやりたいようにやらせ、企業が政治力を強めるのを放置すれば、どこでも同じような事態が起こりかねない」

メキシコの労働運動の未来を楽観視しているかどうか尋ねると、ゴメスは実に率直に「この危機のあと、私たちはより力をつけるか、それとも消え去るかのどちらかだ」と答えた。

クリスティン・ピーター

詳しい情報に関しては、7ページとIMFホームページを参照。

ナポレオン・ゴメス・ウルティア氏の略歴

出身国：メキシコ
居住地：モンテレー
地位：SNTMMSRM 書記長